

平成26年
4月1日から

貸付制度の一部変更 ～ 抵当権と一部負担金の廃止 ～

平成26年4月1日から、本組合貸付規則 及び 貸付規則施行細則の一部改正により、貸付けの条件が変更になります！

変更点
1

住宅貸付に関して、
抵当権の設定が不要となります！



平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から
貸付金額が400万円を超える場合 ⇒ 抵当権の設定が必要	貸付金額に関わらず ⇒ 抵当権の設定が不要

平成18年6月から平成26年3月までの間、400万円を超える住宅貸付及び災害貸付(災害家財貸付を除く)については、抵当権の設定を条件としていましたが、平成26年度から金額に関わらず抵当権の設定が不要となります。これは、全国市町村職員共済組合連合会が行う貸付債権共同保全事業において、平成24年4月から民間損害保険を導入したことに伴い、組合員及び所属所の負担軽減を図るもので、既に決定されている貸付けについても適用されます。

変更点
2

一部負担金が廃止され、
金利が引き下げられます！



貸付種別	貸付利率 ※一部負担金 0.06%を含む	貸付種別	貸付利率
普通貸付	2.72% (※)	普通貸付	2.66%
住宅貸付	抵当権有 2.66%	住宅貸付	2.66%
	抵当権無 2.72% (※)		
災害貸付	抵当権有 2.22%	災害貸付	2.22%
	抵当権無 2.28% (※)		
在宅介護対応住宅貸付	抵当権有 2.40%	在宅介護対応住宅貸付	2.40%
	抵当権無 2.46% (※)		
特別貸付 (医療・入学・修学・結婚・葬祭)	2.72% (※)	特別貸付 (医療・入学・修学・結婚・葬祭)	2.66%
高額医療貸付・出産貸付	利息なし	高額医療貸付・出産貸付	利息なし

一部負担金については、抵当権設定を要する貸付との公平性の観点から、抵当権設定を要しない貸付の利率に0.06%上乗せをしていましたが、平成26年度からの抵当権設定の廃止に伴い、一部負担金も併せて廃止となります。既に決定されている貸付けについても、平成26年度以降はこの一部負担金は不要となります。

既に抵当権の登記設定済の借入れがある方について、ご希望があれば未償還金がある場合でも抵当権の登記抹消手続きができますので、所属所共済事務担当課を通じて本組合福祉課までお申し出ください。